



大阪万博は10月14日に閉幕を迎え来場者数は2557万8986人。万博協会が想定した2820万人には届かず、大阪メトロのトラブルなどの騒ぎもありましたが、来場者の満足度は概ね良かつたようです。
私も行きたかったなあ。

TEL 043-241-6121
FAX 043-243-3430
URL <https://www.osmk-ohb.co.jp>
令和7年11月1日
代表社員 石田 洋祐

今年もあと2ヶ月、一気に気温も下がってきており、今年は紅葉の色付きが良いようです。さて、年末の税務のイベントといえば、年末調整です。今年は7年度税制改正によって、扶養控除や配偶者控除などの対象者が増えるケースがあり昨年の年末調整時に提出済みの令和7年分扶養控除申告書を追加・修正の必要が方も出てきます。間違いの無いようにしたいところです。

【1】 所得要件の改正

令和7年度税制改正により令和7年12月1日以後、扶養親族等の所得要件の引き上げや、特定親族特別控除の創設等が施行されます。年末調整はこの所得要件の見直しに対応しなければなりません。

令和7年度改正による所得要件の引上げの概要(下線が見直し部分)

区分	所得要件(括弧内は年間給与収入ベース金額)	
	改正前	改正後
①扶養親族 ②同一生計配偶者 ③ひとり親の生計を一にする子	48万円以下 (103万円以下)	<u>58万円</u> 以下 (123万円以下)
④配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)	<u>58万円超</u> 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
⑤勤労学生	75万円以下 (130万円以下)	<u>85万円</u> 以下 (150万円以下)

例えば、上記の表①から④の場合、所得が 48 万円超 58 万円以下(給与収入では 103 万円超 123 万円以下)の方は、新たに所得控除の対象となりますので、これらの方がご家族内にいれば令和 7 年分の扶養控除等申告書を追加・修正してもらい従業員から提出を受ける必要があります。

【2】 特定親族特別控除の創設

大学生年代のお子さんがいる世帯も所得要件が見直され、これまでの要件を超えて、合計所得金額 123 万円以下(給与収入ベースで 188 万円以下)までは、所得控除が受けられるようになりました。(「特定親族特別控除」と言います。)

特定親族特別控除の対象者は 19 歳以上 23 歳未満で合計所得金額 58 万円超 123 万円以下(「特定親族」と言います。)

こちらの対象者は令和 7 年分の扶養控除等申告書を書き直すのではなく、「給与所得者の特定親族特別控除申告」(基礎控除申告書等との兼用様式)に記載するようにしてください。

【3】 国税庁:年末調整がよくわかるページ(令和 7 年分)

国税庁では以下の URL で詳しい説明をしていますので、併せてご確認ください。

[Https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm](https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm)

以 上